

6. 利用料金表(自己負担額・月額) 令和3年4月1日～

		月額(包括)			1日あたり		
		1	2	3	4	5	6
		金 月額のサービス利用料	うち介護保険から 給付される金額	サービス自己負担額 にかかる	1回あたりの利用料	うち介護保険から 給付される金額	サービス自己負担額 にかかる
週1回程度	1割負担	12,583	11,324	1,259	2,867	2,580	287
	2割負担	12,583	10,066	2,517	2,867	2,293	574
	3割負担	12,583	8,808	3,775	2,867	2,006	861
週2回程度	1割負担	25,134	22,620	2,514	2,910	2,619	291
	2割負担	25,134	20,107	5,027	2,910	2,328	582
	3割負担	25,134	17,593	7,541	2,910	2,037	873
週2回超程度	1割負担	39,878	35,890	3,988	3,070	2,763	307
	2割負担	39,878	31,902	7,976	3,070	2,456	614
	3割負担	39,878	27,914	11,964	3,070	2,149	921

(単位:円)

		月額(包括)			1日あたり		
		1	2	3	4	5	6
		金 月額のサービス利用料	うち介護保険から 給付される金額	サービス自己負担額 にかかる	1回あたりの利用料	うち介護保険から 給付される金額	サービス自己負担額 にかかる
週1回程度	1割負担	10,560	9,504	1,056	2,407	2,166	240
	2割負担	10,560	8,448	2,112	2,407	1,925	480
	3割負担	10,560	7,392	3,168	2,407	1,684	720
週2回程度	1割負担	21,100	18,990	2,110	2,428	2,185	243
	2割負担	21,100	16,880	4,220	2,428	1,942	486
	3割負担	21,100	14,770	6,330	2,428	1,699	729
週2回超程度	1割負担	33,480	30,132	3,348	2,568	2,311	257
	2割負担	33,480	26,784	6,696	2,568	2,054	514
	3割負担	33,480	23,436	10,044	2,568	1,797	771

(単位:円)

- ・訪問回数は目安であり、ご相談の上、回数や内容は決めさせていただきます。
- ・上記利用料金には、地域加算(10.7円)が含まれます。
- ・通常の事業の実施地域を越えてサービスを実施する場合には、以下の料金をいただきます。
通常の実施地域を越えた地点から 片道1kmあたり30円 (税込料金)
- ・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用料金の変更をさせていただきます。
- ・介護型ヘルプサービス、生活支援型ヘルプサービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。

<加算>

①：利用者負担1割の方 ②：利用者負担2割の方 ③：利用者負担3割の方

(単位：円)	介護型ヘルプ			生活支援型ヘルプ		
	①	②	③	①	②	③
特別地域加算	基本報酬×15%を加算			基本報酬×15%を加算		
中山間地小規模事業所加算	基本報酬×10%を加算			基本報酬×10%を加算		
中山間地サービス提供加算	基本報酬×5%を加算			基本報酬×5%を加算		
初回加算（初回のみ）1月	214	428	642	214	428	642
生活機能向上連携加算（Ⅰ）1月	107	214	321	107	214	321
生活機能向上連携加算（Ⅱ）1月	214	428	642	214	428	642

☆初回加算（初回のみ）

新規に介護型ヘルプサービス計画、生活支援型ヘルプサービス計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合。

☆生活機能向上連携加算（初回より3か月）

外部の介護予防通所リハビリテーション事業所等のリハビリテーション専門職等からの助言を受けることができる体制を構築し、助言を受けて、個別サービス計画を作成し、定期的に利用者の状態を把握した場合。

☆介護職員処遇改善加算

基本単位に加算を加えた総単位数の13.7%が加算されます。

☆介護職員等特定処遇改善加算

介護職員処遇改善に加え、厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金改善等を実施しているものとして市町村に届け出た事業所が、利用者に対し、事業を実施した場合、当該基準に掲げる区分に従い、総単位数の6.3%を加算して、お支払い金額とさせていただきます。

☆介護職員等ベースアップ等支援加算（令和4年10月より）

別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金改善等を実施しているものとして市町村に届け出た事業所が、利用者に対して事業を実施した場合、基本単位に加算単位を加えた総単位数の2.4%を加算して、お支払い額とさせていただきます。

*個別の状況により、自己負担額が4割になる場合があります。

<減算>

①：利用者負担1割の方 ②：利用者負担2割の方 ③：利用者負担3割の方

(単位：円)	介護型ヘルプ			生活支援型ヘルプ		
	①	②	③	①	②	③
サービス提供責任者減算（※）	基本報酬×70%			—		
同一建物減算	基本報酬×90%			基本報酬×90%		

（※）介護給付における取扱いに合わせ、平成30年度は現に従事している者のみ。平成31年度以降は廃止。